



こども未来係 からのお知らせ ～各種手当と助成について～



手当

①児童手当（公務員の方は勤務先での手続きとなります）

支給対象 0歳～15歳（中学校修了前）の児童を養育している方

手当額
(月額)

年齢区分	第1子	第2子	第3子
3歳未満（一律）		15,000円	
3歳以上小学校修了前	10,000円	10,000円	15,000円
中学生（一律）		10,000円	
特例給付（一律）※1		5,000円	



※1 受給者の所得が所得制限限度額を超えていて、中学生までの児童を養育している場合。

②児童扶養手当

支給対象 父または母が離婚した家庭（父または母が行方不明・重度心身障がい者などを含む）で、18歳に到達した最初の3月31日までの児童（一定の障害がある場合は20歳未満）を養育し、公的年金を受けていない父または母など

手当額 第1子：全部支給 月額41,140円
一部支給※2 月額9,710円～41,130円

※2 所得により金額が変動します。

第2子：1人5,000円加算、第3子以降＝3,000円加算

③特別児童扶養手当

支給対象 心身に障がいのある20歳未満の児童を養育している父母または養育者

手当額 1級＝月額50,050円、2級＝月額33,330円

医療費の助成

①乳幼児等医療費助成

助成対象 0歳～小学生（12歳に到達した最初の3月31日まで）の児童

※小学生は入院時のみ助成

助成内容 3歳未満または非課税世帯の場合は、初診時一部負担金のみを自己負担し残額を助成。下線以外の方は医療費の1割を負担し、残額を助成。



②ひとり親家庭等医療費助成

助成対象 ひとり親家庭等の父または母および児童（18歳に到達した最初の3月31日まで。ただし学生の場合は20歳の誕生日まで）

※父または母は入院時のみ助成

助成内容 3歳未満または非課税世帯の場合は、初診時一部負担金のみを自己負担し残額を助成。下線以外の方は医療費の1割を負担し、残額を助成。

いずれの手当・助成制度も、所得制限などの支給条件があります。詳しい内容・申請方法についてはこども未来係までお問い合わせください。